

中華人民共和国都市維持建設税法について

「中華人民共和国都市維持建設税法」は2020年8月11日に第13回全国人民代表大会常務委員会第21回会議で採択され、2021年9月1日から施行されています。本法の実施に伴い、1985年2月8日に国务院が公布した都市維持建設税暫定条例は廃止されました。本法においては、従来の税制の枠組みを概ね引き継ぎ、一部の仕組みを細分化し、増値税、消費税との同時徴収・同時管理のモデルを整備し、暫定条例から法律に格上げすることとなりました。

本法は中国国外の企業及び個人による中国国内での役務提供、サービス提供、無形資産の譲渡に係る増値税に関しては、都市維持建設税は不要となることが規定されています。今後、中国国外の企業及び個人の税負担の軽減が期待されます。本法の主な内容は以下のとおりです。

➤ 都市維持建設税の納税義務者及び税金計算の根拠

- ① 中国国内で増値税、消費税を納付する機関（企業を含む）と個人は、都市維持建設税の納税者であり、本法の規定に従って都市維持建設税を納付しなければならない。
- ② 都市維持建設税の源泉徴収義務者は、増値税、消費税の源泉徴収義務を負う機関（企業を含む）と個人であり、増値税、消費税を源泉徴収すると同時に、都市維持建設税を源泉徴収する。
- ③ 都市維持建設税は納税者が法律に基づき実際に納付した増値税、消費税の税額を税金計算の根拠とし、税金計算の根拠から規定に基づき増値税の期末留保税額の還付額は控除するものとする。
- ④ 輸入貨物または中国国外の機関（企業を含む）と個人が中国国内に役務、サービス、無形資産を販売して納付した増値税、消費税の税額は都市維持建設税の計算根拠に入れず、都市維持建設税を徴収しない。

➤ 都市維持建設税の税率

都市維持建設税の税額は、税金計算根拠に基づき、適用税率を掛けて計算する。

具体的な適用税率は以下のとおりである。

- ① 納税者の所在地が都市区にある場合、税率は7%である。
- ② 納税者の所在地が県、鎮にある場合、税率は5%である。
- ③ 納税者の所在地が都市区、県または鎮にない場合、税率は1%である。

納税者の所在地とは、納税者の住所または納税者の生産経営活動に関連するその他の場所であり、具体的な場所は省、自治区、直轄市によって決定される。

➤ 都市維持建設税の納税義務の発生時期

都市維持建設税の納税義務の発生時期は増値税、消費税の納税義務の発生時期と一致し、それぞれ増値税、消費税とともに納付する。



「中華人民共和国都市維持建設税法」の実施に伴い、財政部、国家税務総局より2021年8月24日に「財政部 税務総局による都市維持建設税の税金計算根拠確定方法等の事項に関する公告」（財政部 税務総局公告 2021年第28号）及び2021年8月31日に「国家税務総局による都市維持建設税の徴収管理事項に関する公告」（国家税務総局公告 2021年第26号）が公布され、更なる詳細が定められ、同じく2021年9月1日から施行されています。

国家税務総局のホームページの上記の2つの公告のURLをご案内させていただきますので、ご参考ください。
「財政部 税務総局による都市維持建設税の税金計算根拠確定方法等の事項に関する公告」
（財政部 税務総局公告 2021年第28号）

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n365/c5168440/content.html>

「国家税務総局による都市維持建設税の徴収管理事項に関する公告」
（国家税務総局公告 2021年第26号）

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n365/c5168590/content.html>

フェアコンサルティング中国

（正緯企業管理諮詢（上海）有限公司）

北京分公司 北京市朝陽区東三環北路甲19号楼 嘉盛 SOHO 10層 A058室 電話：+86-10-8524-0758 担当：粟村（AWAMURA）日本国公認会計士 hi.awamura@faircongrp.com	蘇州分公司 蘇州工業園区華池街88号 晉合広場2号11F1176室 電話：+86-512-8916-5176 担当：坂林（SAKABAYASHI） mi.sakabayashi@faircongrp.com
上海総公司 上海市黄浦区茂名南路58号 花園飯店（上海）601室 電話：+86-21-6473-5450 担当：上原（UEHARA）日本国公認会計士 ik.uehara@faircongrp.com	広州分公司 広州市天河区珠江新城珠江東路12号 高德置地冬広場H座1501室V80 電話：+86-20-3268-9966 担当：古矢（FURUYA）日本国公認会計士 yo.furuya@faircongrp.com
深セン分公司 深セン市福田区深南大道4019号 航天大厦A座610室 電話：+86-755-8252-8290 担当：古矢（FURUYA）日本国公認会計士 yo.furuya@faircongrp.com	

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。